

せんだい健幸省エネ住宅補助金（全体改修向け）QA集

① 補助対象事業について

【全般】

質問	回答
部位別改修向けの補助との違いについて教えてください。	大きく違うのは、全体改修向け補助の場合、「「せんだい健幸省エネ住宅」の認定基準（外皮平均熱貫流率0.48以下）を満たすよう、外気に接する部分の概ね8割以上を断熱改修する工事」が補助対象事業の要件となっている点です。面積要件について不明な点は事前にお問い合わせをお願いします。 「せんだい健幸省エネ住宅」の認定制度については、「せんだい健幸省エネ住宅認定制度 申請の手引き」をご確認ください。
令和7年3月31日以前に工事契約を締結しましたが、補助対象にならないのでしょうか。	補助対象となる事業は、令和7年4月1日以降に着工した断熱改修工事であれば補助対象となります。
自分で改修工事を行う場合は補助対象になりますか。	対象になりません。専門の工事業者が改修工事を行う場合が対象となります。

【窓断熱改修工事】

サンルーム内の窓を改修する場合は補助対象になりますか？	サンルーム内の窓は外気に直接接していないため対象になりません。
カバー工法の窓も補助対象になりますか。	要件を満たす場合は、対象となります。外窓設置として申請してください。
新たに窓を設置する場合も対象になりますか？	設置する窓が性能や要件を満たしている場合は、補助対象になります。
一か所の窓について、外窓設置と内窓設置をする場合、どちらで申請すればいいですか。	外窓設置か内窓設置、どちらか一方に補助することになります。選択して申請してください。

【窓以外の断熱改修工事】

外気に接していない間仕切壁の断熱改修は補助対象になりますか。	要件を満たす場合は対象になります。
--------------------------------	-------------------

② 補助対象住宅について	
質問	回答
集合住宅（アパートやマンションなど）における改修は対象になりますか？	対象になりません。一戸建て住宅における全体改修工事が対象となります。
③ 補助対象者について	
仙台市外に居住していますが、補助を受けることができますか？	原則、受けることができません。 ただし、住宅の所有者が単身赴任等により市外に住所を有している場合、補助対象住宅（3ページ参照）に当該所有者の配偶者又は一親等の親族が居住していれば、当該所有者は申請が可能です。
住宅を複数所有していますが、複数回の申請は可能ですか？	同一年度内1回限りの申請となります。なお、1回の申請では住宅1棟分のみ申請が可能です。
④ 申請手続き・書類について	
個人による申請ではなく、事業者に代行申請を依頼してもいいですか？	事業者による代行申請も可能です。
申込みに必要な書類はどこで入手できますか？	仙台市ホームページでダウンロードすることができます。インターネットを使用できない場合は、環境局脱炭素政策課へお問い合わせください。
電子メールやFAXによる申請書類の提出は可能ですか？	電子メールやFAXによる提出は受付できません。郵送により提出してください。（持参された場合、窓口では書類受け取りのみとし、審査や確認はいたしません。）
市税納付状況の確認はなぜするのですか？申請書の「同意する」とか「同意しない」とはどういうことですか？	「市税の滞納がないこと」が補助要件となっているため、市税の納付状況を確認する必要があります。「同意する」を選んでいただくと、申請者本人に代わって脱炭素政策課で納税状況を確認します（2週間程度かかります）。 「同意しない」場合には、交付申請書提出前30日以内に発行された「市税の滞納がないことの証明書」（各区納税担当課発行手数料300円）を申請書に添付してください。
建物の登記事項証明書の代わりに登記情報提供サービスから印刷したものでもよいですか？	公印等の押印がないため、登記情報提供サービスから印刷したものは添付書類として不可です。
建物の登記事項証明書は現在事項証明書でも問題ないですか？	問題ありません。現在事項証明書または全部事項証明書を提出してください。

	質問	回答
	登記事項証明書の権利部（甲区）に記載されている所有者の住所が住民票の住所と異なりますが、申請は可能ですか？	登記事項証明書と住民票の住所が異なる場合は、登記事項証明書の住所から現在の住所までの異動履歴を証明する公的資料（戸籍の附票など）を追加で提出していただく必要があります。
	値引き等の理由により契約書と見積書の金額が合わない場合、再度、契約金額に合わせた見積書を用意する必要がありますか？	用意する必要があります。見積書は契約書と同じ金額のものを提出してください。
	建築当時の図面は保有していますが、過去にリフォーム（間取り等の変更）を行っているため、現在の間取りと異なります。リフォーム後の図面を提出する必要がありますか？	リフォーム後の図面を提出してください。改めて図面を作成することが難しい場合は、建築当時の図面に変更内容が分かるよう手書き等で修正したものを提出してください。
⑤ その他について		
	国や県等の他の補助金との併用は可能ですか？	補助対象経費を超えない範囲内で併用可能です。ただし、他の補助金の規定で併用不可となっている場合がありますので、それぞれの補助金要綱等をご確認ください。